

令和5年度

市税の

Q&A



「来年もまたここで」

画：風鈴丸

しずおかし

はじめに

静岡市は、生活に豊かな恵みを与える中山間地域をはじめとした自然環境、利便性の高い都心部、さらには固有の歴史、文化、産業など、世界中の魅力ある都市にも決して引けを取らない、数多くの貴重な地域資源を有しています。これらの強みを活かして、人口や産業が過度に集積し時間の流れが急速に進む大都市ではなく、一定の経済力を有しながら、経済、社会、環境が調和した、世界の中で存在感を示す都市を目指していくため、「『世界に輝く静岡』の実現」を目標とするまちづくりを進めています。

一方で、人口減少に伴い財政の厳しさが増す中、質の高い行政サービスを維持するためには、限りある財源を選択と集中の視点で配分し、適正な財政運営を図ることが不可欠です。市では、効率的な予算執行や新たな財源確保による健全な財政運営を推進するとともに、公共施設の長寿命化や総資産量の適正化による効果的なアセットマネジメント、民間活力を積極的に活用した公民連携による行政サービスの充実を図っています。

このような中において、皆様に納めていただく市税は、市政運営の要となる貴重な財源のひとつです。本冊子を通じて、税に関する理解を深めていただくとともに、なお一層の納税へのご協力をよろしくお願いします。

目次

●市税のデータ

| | |
|------------|---|
| ◆市税の総額はいくら | 1 |
| ◆市税のつかいみち | 2 |

●市税Q & A 一ご質問にお答えします。一

◆市民税・県民税

| | |
|----------------------------------|-------|
| ①他の市町村とくらべると | 3 |
| ②市民税・県民税と所得税の違いは | 4 |
| ③市民税・県民税の納税方法は | 5 |
| ④市外へ転出したときの市民税・県民税は | 6 |
| ⑤退職したときの納税方法は | 7 |
| ⑥会社を辞めたら、市民税・県民税納税及び税額決定通知書が届いたが | 8 |
| ⑦パート収入と市民税・県民税の関係は | 9～11 |
| ⑧市民税・県民税の公的年金所得に係る特別徴収制度とは | 12・13 |

◆固定資産税

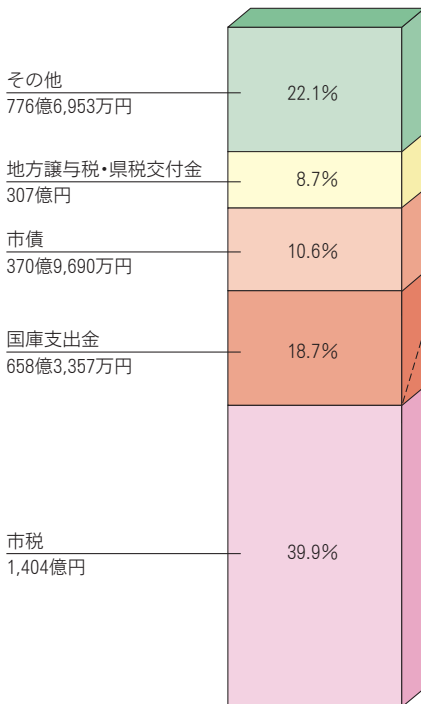
| | |
|--------------------------------|----|
| ⑨土地、家屋を売却したときは | 14 |
| ⑩住宅を取り壊したのに固定資産税が上がったのは | 15 |
| ⑪宅地化が困難な農地でも宅地並み課税となるの | 16 |
| ⑫分譲マンションの固定資産税は | 17 |
| ⑬新築4年目に急に固定資産税が上がったのは | 18 |
| ⑭認定長期優良住宅を新築する場合に、固定資産税の減額はあるの | 19 |
| ⑮家屋の評価は年々下がるのでは | 20 |
| ⑯住宅の耐震改修をした場合に固定資産税の減額はあるの | 21 |
| ⑰住宅のバリアフリー改修をした場合に固定資産税の減額はあるの | 22 |
| ⑱住宅の省エネ改修をした場合に固定資産税の減額はあるの | 23 |

| | |
|---|-------|
| ⑱償却資産の申告用書類が届いたが | 24 |
| ⑲償却資産の申告は | 25 |
| ⑳固定資産税の課税内容を確認するには | 26 |
| ◆ 軽自動車税種別割 | |
| ⑳廃車または名義変更の手続きは4月1日までに | 27 |
| ㉑軽自動車税種別割には月割り <small>けい</small> で計算する課税制度があるの <small>ジェンクス</small> | 28 |
| ㉒軽JNK <small>S</small> とは | 29 |
| ◆ 市税証明 | |
| ㉓証明窓口でとれる証明は | 30 |
| ㉔市税の証明はだれでもとれるの | 31 |
| ◆ 納税 | |
| ㉕年度途中でも口座振替の申し込みができるの | 32～34 |
| ㉖口座振替にしているはずなのに | 35 |
| ㉗振替ができなかったときの納付方法は | 36 |
| ㉘納期限までに納められないが | 37 |
| ㉙納付してあるのに督促状がきた | 38 |
| ㉚滞納しているが、このまま納めないとどうなる | 39 |
| ㉛私の承諾なしに差し押さえられたが | 40 |
| ● 課税のしくみ | |
| ◆市民税 | 41・42 |
| ◆固定資産税 | 42 |
| ◆軽自動車税種別割、市たばこ税 | 43 |
| ◆鉱産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税 | 44 |
| ◆都市計画税 | 45 |
| ◆市街化区域農地の宅地並み課税 | 46 |
| ● ことしの税額はいくら | |
| ◆ 市民税・県民税 | |
| 市民税・県民税の計算例 | 47 |
| 市民税・県民税と所得税の税率及び主な所得控除等 | 48～50 |
| 令和5年度の市民税・県民税が課税されない人 | 50 |
| 令和6年度の市民税・県民税の申告 | 51 |
| ◆ 軽自動車税種別割 | |
| 令和5年度の軽自動車税種別割税率 | 52・53 |
| ◆ 固定資産税 | |
| 固定資産税の計算例 | 54～56 |
| ● 自主納税について | |
| 市税は納期限内に納めましょう | 57～60 |
| ● 市税等納期限一覧 | 61 |
| ● 最近の主な制度改正のあらまし | 62 |
| ● 市税の電子申告（エルタックス） | 63 |
| ● 市税等のお問合せ先 | 64・65 |
| ● 支所・市民サービスコーナーの所在地 | 66～68 |

市税の総額はいくら

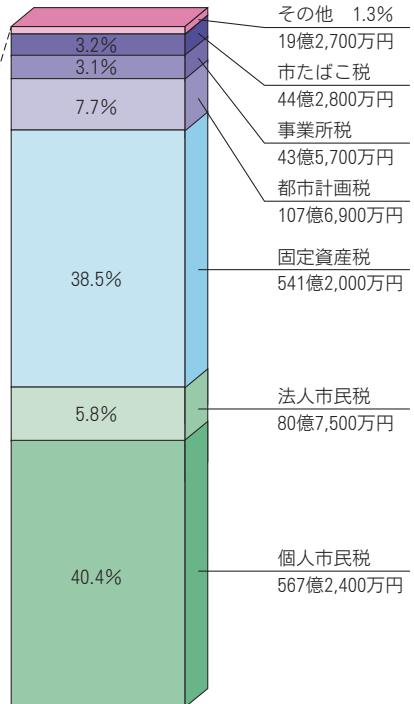
令和5年度の一般会計における歳入は、3,517億円を見込んでおり、このうち39.9%の1,404億円が市税によるものです。これらの市税は静岡市の重要な財源となっており、市民の皆さんの暮らしを維持・発展させるための原動力となっています。

市の歳入のうちわけ



3,517億円

市税のうちわけ

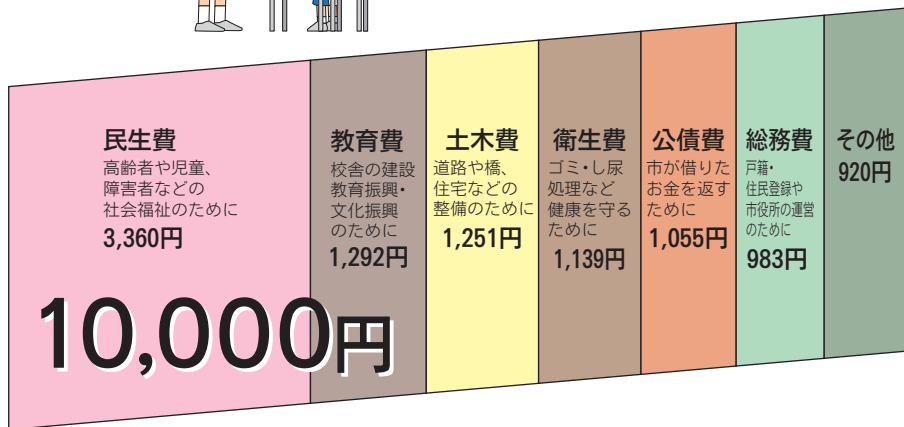
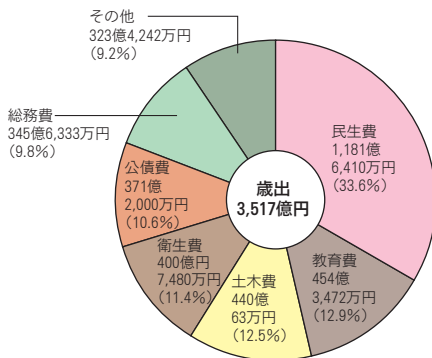


1,404億円

市税のつかいみち

令和5年度の一般会計における歳出の内訳は円グラフのようになっています。

このうち39.9% (1,404億円) が、市税によって支えられています。市民の皆さんに納めていただいている市税がどのように使われているか、歳出の総額を1万円に換算して表すと、下のグラフになります。



1

Q&A

他の市町村とくらべると

Question



静岡市は、他の市町村とくらべて市民税・県民税が高いということはありませんか。

Answer



市民税・県民税には、納税者の所得金額に応じて負担する「所得割」と納税者が均等の額を負担する「均等割」があり、いずれも標準税率が定められています。市町村や都道府県が税率を定める場合には、通常、標準税率によることとされていますので、所得や控除の状況が同じであれば、原則として、市町村間で税額に差が生じることはありません。

ただし、財政上その他の必要がある場合には、この標準税率を超える税率を定めること（超過課税）ができることとされ、静岡県では、「森林づくり県民税」を導入しています。

なお、静岡市の市民税については、いずれも標準税率で課税しています。

※税率については「P48」参照

森林づくり県民税

荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源のかん養などの「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として平成18年度から導入された超過課税で、個人の場合は、県民税均等割に400円が上乗せされています。

市民税・県民税と 所得税の違いは

Question



市民税・県民税と所得税は、どちらも個人の所得に課税されると聞いていますが、どのような点が違うのでしょうか。

Answer



市民税・県民税と所得税の違いで、主なものは次のとおりです。

| | 市民税・県民税 | 所 得 税 |
|---------------|---|---|
| 税金の歳入先 | 市及び県の歳入になります。 | 国の歳入になります。 |
| いつの所得に課税されるか | 令和5年度市民税・県民税は、令和4年中の所得をもとに課税されます。(前年課税) | 令和4年分所得税は、令和4年中の所得に課税されます。(現年課税) |
| 均 等 割 | 市民税3,500円(標準税率) (注1) 県民税1,900円 | 均等割に相当する制度は、ありません。 |
| 税 率 | 市民税8% (注2) 県民税2% | 5%から45%までの7段階 |
| 賞与(ボーナス)からの徴収 | 行いません。 | 支払い額に応じた税額が支払いのたびに徴収されます。 |
| 年 末 調 整 | 前年中の所得を元に、あらかじめ市町村で計算した金額が税額となるため、年末調整は行いません。 | 毎月の給与及び賞与(ボーナス)から徴収した税額と、年間を通じた所得総額から計算した税額との差額を年末調整で精算します。 |

(注1) 緊急防災・減災事業の財源確保のために制定された地方税の臨時特例法により市民税・県民税均等割額はそれぞれ500円引上げられています。(平成26年度～令和5年度)

また、県民税均等割1,900円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。
(「森林づくり県民税」については「P3」参照)

(注2) 指定都市以外の市では、市民税6%、県民税4%。

※主な所得控除の違いは「P48、P49」参照

市民税・県民税の納税方法は

Question



市民税・県民税は、どのような方法で納税するのでしょうか。

Answer



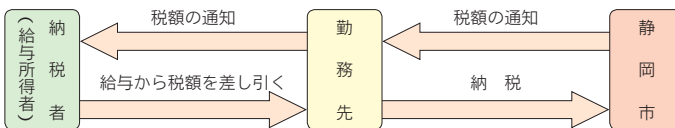
納税の方法は、「普通徴収」と「特別徴収」があります。

普通徴収とは、申告書を提出した事業所得者（納税者）などに、静岡市から送付される税額の通知（市民税・県民税納税及び税額決定通知書）によって、納期限までに納税していただく方法です。

■令和5年度納期限

| | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 |
|-----|-------|-------|--------|-------|
| 納期限 | 6月30日 | 8月31日 | 10月31日 | 1月31日 |

特別徴収とは、勤務先から提出された給与支払報告書等にもとづいて計算した税額を、①静岡市が勤務先を通じて給与所得者（納税者）に通知し、②勤務先ではその税額を6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き、③これをとりまとめて納税していただく方法です。



このほかに、公的年金所得に係る特別徴収（公的年金からの引き落とし）があります。

※公的年金所得に係る特別徴収については「P12、13」参照

4

Q&A

市外へ転出したときの 市民税・県民税は

Question

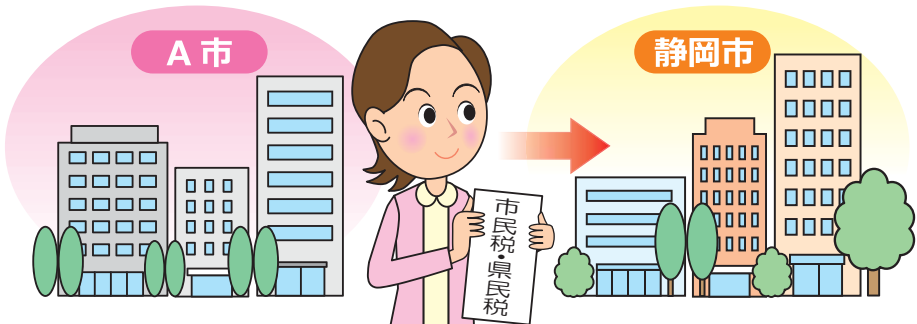


私は令和5年10月に静岡市からA市に引っ越す予定です。静岡市から令和5年度の市民税・県民税納税及び税額決定通知書が送られてきていますが、引っ越し後も静岡市に市民税・県民税を納めなければならないのでしょうか。

Answer



市民税・県民税は、その年の1月1日現在居住していた市町村で、その年度分が課税されます。したがって、あなたの場合は令和5年1月1日には静岡市に居住していたわけですから、その後にA市に引っ越しをされても令和5年度の市民税・県民税は静岡市に全額を納めていただくことになります。（A市では課税されません。）



5

Q&A

退職したときの 納税方法は

Question



私はサラリーマンで、市民税・県民税は給与天引きで納めていますが、退職した場合はどのように納付するのでしょうか。

Answer



市民税・県民税の給与天引き（特別徴収）は、前年中の所得をもとに計算した税額を6月から翌年の5月にかけて、勤務先を通じて納めていただくものです。退職した場合は、それ以降の給与天引きができなくなりますので、残りの税額を次のように納めていただきます。

●12月31日までに退職の場合

静岡市からあなたにお送りする市民税・県民税納税及び税額決定通知書で、普通徴収により納めていただくこととなりますが、勤務先に申し出ただけであれば、最終の給与又は退職金から一括徴収することもできます。

●1月1日以降に退職の場合

勤務先で、最終の給与又は退職金から5月分までの未徴収分を一括徴収されることになっています。

※特別徴収・普通徴収については「P5」参照

6

Q&A

会社を辞めたら、市民税・県民税 納税及び税額決定通知書が届いたが

Question

?

私は令和4年12月に会社を辞め、現在無職です。在職中は市民税・県民税を給与天引きで納めていました。

しかし、先日私あてに令和5年度の市民税・県民税納税及び税額決定通知書が届きました。この市民税・県民税は納めなければならないのでしょうか。

Answer

!

市民税・県民税は、前年中の所得に基づいて課税されます。あなたには、令和4年中に所得があったので、令和5年度の市民税・県民税が課税されます。

そして、退職により給与天引きができなくなったため、あなたあてに市民税・県民税納税及び税額決定通知書をお送りしたものです。

よって、現在の所得の有無にかかわらず、令和5年度の市民税・県民税はお納めいただくことになります。



7

Q&A

パート収入と 市民税・県民税の関係は

Question



私にはパート以外に収入がなく、私の夫には静岡市で市民税・県民税が課税されています。

私のパート収入がいくらまでであれば、税金が課税されないのでしょうか。また、パート収入がどれくらいであれば、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるのでしょうか。

Answer



まず、あなたの税金については、パートの年間収入が96万5千円以下であれば市民税・県民税が、103万円以下であれば所得税（国税）が、それぞれ非課税となります。

次に、所得控除については、あなたのパートの年間収入が103万円以下であれば配偶者控除^(注1)の適用を、103万円を超え201万6千円未満であれば配偶者特別控除^(注2)の適用を受けることができます。^(注3)

| パートの年間収入 | あなたの税金 | | 夫に適用される所得控除 | |
|-----------------|---------|--------|-------------|---------|
| | 市民税・県民税 | 所得税 | 配偶者控除 | 配偶者特別控除 |
| 96万5千円以下 | かからない | かからない | 受けられる | 受けられない |
| 96万5千円超103万円以下 | かかる | | | 受けられない |
| 103万円超201万6千円未満 | | 受けられる | | |
| 201万6千円以上 | | 受けられない | | |

(注1) 配偶者控除は、配偶者（青色事業専従者及び事業専従者は除く。）の前年の合計所得金額が48万円*（給与収入額で103万円）以下の人に適用されます。

(注2) 配偶者特別控除は、配偶者（青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く。）の前年の合計所得金額が48万円を超え133万円*（給与収入額で103万円を超え201万6千円未満）以下の人に適用されます。また、夫が受けられる控除は、あなたの収入が多いほど、控除の額が減る仕組みになっています。

(注3) 配偶者控除・配偶者特別控除ともに、夫の合計所得金額が900万円（給与収入額で1,095万円）を超えると、控除の額が減る仕組みになっており、1,000万円（給与収入額で1,195万円）を超えると控除の適用を受けることができません。

■個人の市民税・県民税における配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

| | | 給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額) | | | 【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額 |
|---------|----------------------------|--|--|--|---------------------------------------|
| | | 900万円以下 (1,095万円以下) | 900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕 | 950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕 | |
| 配偶者控除 | 配偶者の合計所得金額 48万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 1,030,000円以下 |
| | 老人控除対象配偶者 (70歳以上) | 38万円 | 26万円 | 13万円 | |
| 配偶者特別控除 | 配偶者の合計所得金額 48万円超100万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 | 1,030,000円超 1,550,000円以下 |
| | 100万円超105万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 | 1,550,000円超 1,600,000円以下 |
| | 105万円超110万円以下 | 26万円 | 18万円 | 9万円 | 1,600,000円超 1,667,999円以下 |
| | 110万円超115万円以下 | 21万円 | 14万円 | 7万円 | 1,667,999円超 1,751,999円以下 |
| | 115万円超120万円以下 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 1,751,999円超 1,831,999円以下 |
| | 120万円超125万円以下 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 1,831,999円超 1,903,999円以下 |
| | 125万円超130万円以下 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1,903,999円超 1,971,999円以下 |
| | 130万円超133万円以下 | 3万円 | 2万円 | 1万円 | 1,971,999円超 2,015,999円以下 |
| | 133万円超 | 0円 | 0円 | 0円 | 2,015,999円超 |

(注1) 給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(注2) 令和3年度分の課税から、配偶者控除における配偶者の合計所得金額要件が「38万円以下」から「48万円以下」に改められました。また、配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額要件が「38万円超123万円以下」から「48万円超133万円以下」に改められ、各区分の金額がそれぞれ10万円ずつ引き上げられました。

8

Q&A

市民税・県民税の 公的年金所得に係る特別徴収制度とは

Question

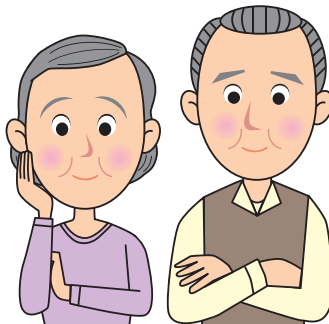


市民税・県民税の公的年金所得に係る特別徴収の制度について教えてください。

Answer



公的年金所得に係る特別徴収制度とは、年金保険者（日本年金機構など）が、静岡市からの通知に基づいて公的年金の支給月に支給される年金から税額を差し引き、これを取りまとめて納める制度をいいます。納税者の皆さんには毎年6月中旬に市民税・県民税納税及び税額決定通知書をお送りし、税額などをお知らせします。この制度は平成21年10月から開始されました。



●対象者は？

令和4年中に一定の公的年金を受給した方で、令和5年4月1日現在において年額18万円以上の一定の公的年金を受給している65歳以上の方のうち、令和5年度に公的年金等（厚生年金基金等を含んだ年金受給額の総額）に係る市民税・県民税所得割・均等割の納税義務のある方が対象となります。

なお、納税者本人の意思による徴収方法の選択は認められません。

※「一定の公的年金」とは、国民年金法による老齢基礎年金及び昭和60年改正前の旧厚生年金保険法等による老齢・退職年金をいいます。

●税額は？

公的年金等に係る市民税・県民税所得割・均等割額の合計額となります。年金所得以外の所得は、対象となりません。

また、公的年金の特別徴収税額通知書の送付については、毎年6月中旬となります。

●徴収月、徴収方法は？

基本的な徴収月は、公的年金の支給月である4・6・8・10・12・2月で年6回の納付となります。

特別徴収は、公的年金の支給月である4、6、8、10、12、翌年2月の年6回で行われますが、初めて対象となる方、前年度に特別徴収が中止された方については、4～8月の3回分の相当額を普通徴収の方法により納付いただくこととされています。

また、翌年4～8月分は次年度分の仮特別徴収として、今年度の公的年金等に係る特別徴収税額の半分を3回に分けて各月の公的年金から差し引くこととされています。

例) 令和4年度に初めて特別徴収される年税額が48,000円、令和5年度の年税額が60,000円の場合

《令和4年度（初年度）》

| 普通徴収 | | 公的年金からの特別徴収 | | |
|----------------------------|------------|---------------------------------|--------|--------|
| 1期 (6月) | 2期 (8月) | 10月 | 12月 | 2月 |
| 12,000円 | 12,000円 | 8,000円 | 8,000円 | 8,000円 |
| 24,000円 (年税額÷2)×1/2(各期) | | 24,000円 (年税額－普通徴収税額)×1/3(各月) | | |

《令和5年度（次年度）》

| 公的年金からの特別徴収 | | | | | |
|---------------------------------------|--------|--------|--------------------------------|---------|---------|
| 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 |
| 8,000円 | 8,000円 | 8,000円 | 12,000円 | 12,000円 | 12,000円 |
| 24,000円 前年度の年税額×1/2(仮徴収税額)×1/3(各月) | | | 36,000円 (年税額－仮徴収税額)×1/3(各月) | | |

●仮徴収税額の算定方法の見直し

特別徴収税額の平準化（仮徴収税額と本徴収税額の差を少なくすること）を図るため、平成29年4月以降に実施する仮徴収税額から、前年度の公的年金分に係る税額の1/2の額を3回に分けた額に変更されました。

土地、家屋を 売却したときは

Question



今年の3月に土地と家屋を売却し、移転登記も済ませました。この場合、今年度分の固定資産税はだれが納めることになるのでしょうか。

Answer



固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人に課税されることになっています。3月に売却済みであっても、今年の1月1日現在の登記簿にあなたの名義で登録されていれば、今年度分の固定資産税の納税義務者はあなたということになります。

不動産（土地・家屋）に関する税金

このようなときには、この税金がかかります。

| 取得した場合 | 登記した場合 | 所有している場合 | 譲渡した場合 |
|-------------|-----------|-------------|---------|
| 不動産取得税(県税) | 登録免許税(国税) | 固定資産税(市税) | 所得税(国税) |
| 相続税(国税) | | 都市計画税(市税) | 県民税(県税) |
| 贈与税(国税) | | 特別土地保有税(市税) | 市民税(市税) |
| 特別土地保有税(市税) | | | |
| 消費税(国税) | | | |

※特別土地保有税は平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われません。

10

Q&A

住宅を取り壊したのに 固定資産税が上がったのは

Question



昨年10月に古い住宅を取り壊し駐車場にしたところ、昨年度に比べて土地の固定資産税が高くなりましたが、どうしてでしょうか。

Answer



住宅の建っている土地には、下記のとおり課税標準の特例が設けられています。この特例は、毎年1月1日現在の土地の利用状況によることとなっていますが、あなたの場合、昨年中に住宅を取り壊したことにより、今年度は住宅用地の特例が受けられなくなったためです。

■住宅用地（家屋の床面積の10倍まで）に対する課税標準の特例（住宅一戸当たり）

| 区 分 | | 固定資産税 | 都市計画税 |
|-----------------|---------------|---------------------|---------|
| 200㎡以下の土地 | | 評価額×1/6 | 評価額×1/3 |
| 200㎡より 大きい土地 | 200㎡分 | 評価額×1/6 | 評価額×1/3 |
| | 200㎡を 超える分 | 評価額×1/3 | 評価額×2/3 |
| 住宅の建っていない土地 | | 特例なし ^(注) | |

(注) 既存の住宅に替えて同一敷地に住宅を建設中で一定の要件を満たす土地については、住宅用地の特例が受けられます。

11

Q&A

宅地化が困難な農地でも 宅地並み課税となるの

Question



宅地化が困難な急傾斜地の市街化区域農地を所有していますが、固定資産税及び都市計画税について、宅地並み課税の対象となるのですか。

Answer



急傾斜地等で宅地化が困難と考えられる市街化区域農地であっても、宅地並み課税の対象となります。

ただし、急傾斜地や建築基準法上の建築物の敷地としての要件を満たさない土地等については、固定資産の評価において、それらのことを考慮しています。

※市街化区域農地の宅地並み課税については「P46」参照

分譲マンションの 固定資産税は

Question



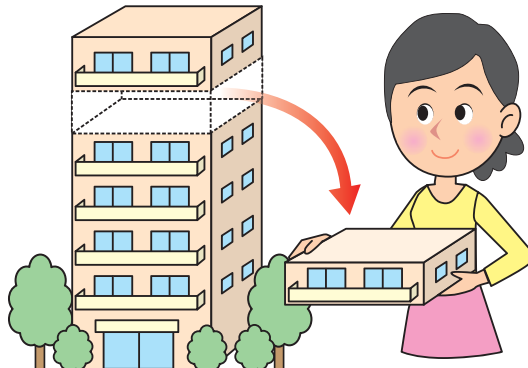
分譲マンション（敷地の所有権付）を所有していますが、固定資産税はどのように課税されていますか。

Answer



土地については、そのマンションの敷地全体の税額を算出し、敷地に対する持分の割合によってあん分した額が課税されます。

家屋については、建物全体（一棟の家屋及び附属家屋）を一括で評価のうえ、各専有部分の床面積に、廊下・階段等の共用部分を専有部分の床面積の割合に応じてあん分した面積を加え、税額を算出します。なお、平成29年1月2日以後に新築された、高さが60mを超える「居住用超高層建築物」については、上階になるほど税額が上がり、下階になるほど税額が下がるように補正が行われます。（一棟全体の固定資産税総額は変わりません。）



13

Q&A

新築4年目に急に 固定資産税が上がったのは

Question



木造2階建住宅を新築して今年で4年目になりました。ところが、昨年度までに比べて急に家屋の固定資産税が高くなりましたが、どうしてですか。

Answer



新築住宅の場合、一定の床面積要件を満たしていると、新築後の一定期間に限り、固定資産税額が1/2減額されます。あなたの場合、木造2階建住宅ですので3年度分の適用期間が昨年度で終了したことによるものです。

●減額される期間

ア 一般の住宅（イ以外の住宅）……………新築後3年度分

イ 3階建以上の中高層耐火建築物である住宅…新築後5年度分

※減額対象床面積は、1戸当たり120㎡までです。

※土砂災害特別警戒区域等（災害レッドゾーン）区域内で、都市再生特別措置法に基づく市町村長が行った勧告に従わないで建設された住宅は、減額の適用対象から除外されます。

●令和5年度課税分から減額措置の適用がなくなる住宅

・平成31年1月2日から令和2年1月1日までに新築された一般の住宅（減額期間3年度分）

・平成29年1月2日から平成30年1月1日までに新築された3階建以上の中高層耐火建築物である住宅（減額期間5年度分）

認定長期優良住宅を新築する場合に、 固定資産税の減額はあるの

Question



長期優良住宅を新築しようとしていますが、固定資産税の減額はありますか。

Answer



長期優良住宅の認定を受けた住宅を新築した場合、新築後の一定期間に限り、固定資産税額が1/2減額されます。

制度の適用を受けるためには、適用を受けようとする家屋を新築した年の翌年の1月31日までに固定資産税課（葵・駿河区資産分）又は清水市税事務所（清水区資産分）へ、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第6条、第9条、又は第13条に規定する通知書の写しを添付したうえで、「長期優良住宅申告書」を提出することが必要になります。（都市計画税については適用されません。）

●減額を受けるための条件

令和6年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅で一定の床面積要件を満たすもの。

●減額される期間

ア 一般の住宅（イ以外の住宅）……………新築後5年度分
イ 3階建以上の中高層耐火建築物である住宅…新築後7年度分
※減額対象床面積は、1戸当たり120㎡までです。

15

Q&A

家屋の評価は 年々下がるのでは

Question

?

固定資産税は3年ごとに評価替えを行うということですが、家屋の場合、年々古くなりますので当然評価額も下がるのでしょうか。

Answer

!

家屋の評価額は、同一の建物を同一の場所へ新築した場合に必要とされる建築費（「再建築価格」といいます。）に、建築後古くなっていくこと等を考慮した減価率を掛けて求めることになっています。

したがって、評価替えのときの再建築価格の上昇率が減価率を上回っている場合には、建物は古くなっても評価額は上がり、その逆ならば、下がることになります。

ただし、評価額が上がれば税額も高くなってしまいますので、評価額が上がる場合には、前年度の評価額をそのまま据え置くことになっています。



住宅の耐震改修をした場合に 固定資産税の減額はあるの

Question



現在住んでいる住宅の耐震改修を計画していますが、固定資産税が減額されるような制度はありませんか。

Answer



既存住宅を耐震改修工事した場合には、翌年度分の固定資産税額が1/2(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3)減額されます。

制度の適用を受けるためには、改修工事が完了した日から3か月以内に、固定資産税課(葵・駿河区資産分)又は清水市税事務所(清水区資産分)へ、耐震改修に要した費用を証する書類及び耐震改修後の家屋が建築基準法に基づく耐震基準等を満たすことを証する書類を添付したうえで、「耐震基準適合住宅申告書」又は「特定耐震基準適合住宅申告書」を提出することが必要となります。

なお、この減額措置は、工事が完了した年の翌年度分の家屋に対してかかる固定資産税について適用されます。(都市計画税については適用されません。)

●減額を受けるための条件

- ・昭和57年1月1日以前から所在し、令和6年3月31日までの間に、1戸当たり50万円を超える耐震改修工事が行われた住宅であること。
- ・現行の耐震基準に適合させる改修工事であること。

※減額対象床面積は、1戸当たり120㎡までです。

17

Q&A

住宅のバリアフリー改修をした場合に 固定資産税の減額はあるの

Question



70歳の父が住んでいる住宅にバリアフリー改修を行おうと検討していますが、固定資産税が減額されるような制度はありませんか。

Answer



既存住宅をバリアフリー改修工事した場合には、翌年度分の固定資産税額が1/3減額されます。

制度の適用を受けるためには、改修工事が完了した日から3か月以内に、固定資産税課（葵・駿河区資産分）又は清水市税事務所（清水区資産分）へ、必要書類を添付したうえで、「高齢者等居住改修住宅申告書」を提出することが必要になります。

なお、この減額措置は、工事が完了した年の翌年度分の家屋に対してかかる固定資産税について適用されます。（都市計画税については適用されません。）

●減額を受けるための条件

- ・新築してから10年以上経過し、令和6年3月31日までの間に、自己負担額が1戸当たり50万円を超えるバリアフリー改修工事が行われた住宅であること。（貸家を除く。）
- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- ・65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、地方税法施行令第7条で規定する障がい者の方のいずれかの方が居住していること。
- ・バリアフリー改修は以下のいずれかの工事であること。
 - ①通路または出入口の拡幅
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室の改良
 - ④便所の改良
 - ⑤通路の改良（手すり設置、床材難滑化）

※減額対象床面積は、1戸当たり100㎡までです。

住宅の省エネ改修をした場合に 固定資産税の減額はあるの

Question



住宅に省エネ改修を行おうと検討していますが、固定資産税が減額されるような制度はありませんか。

Answer



既存住宅を省エネ改修工事した場合には、翌年度分の固定資産税額が1/3(認定長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3)減額されます。

制度の適用を受けるためには、改修工事が完了した日から3か月以内に、固定資産税課(葵・駿河区資産分)又は清水市税事務所(清水区資産分)へ、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人による証明書等を添付したうえで、「熱損失防止改修住宅等申告書」又は「特定熱損失防止改修住宅等申告書」を提出することが必要になります。

なお、この減額措置は、工事が完了した年の翌年度分の家屋に対してかかる固定資産税について適用されます。(都市計画税については適用されません。)

●減額を受けるための条件

- ・平成26年4月1日以前から所在し、令和6年3月31日までの間に、1戸当たり60万円を超える省エネ改修工事が行われた住宅であること。(貸家を除く。)
 - ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
 - ・省エネ改修は以下の工事のうち①を含む工事(外気等と接するものの工事に限る。)であること。
 - ①窓の改修工事(二重サッシ化・複層ガラス化など)
 - ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事
 - ⑤エネルギー消費量削減に資する設備(太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システム)の導入
 - ・上記①から⑤までの改修工事により、それぞれの部位が現行省エネ基準に新たに適合することになること。
- ※減額対象床面積は、1戸当たり120㎡までです。

償却資産の 申告書類が届いたが

Question



償却資産の申告書類はどんな人に送られてくるのですか。また、送られてこない人は申告をしなくてよいのですか。

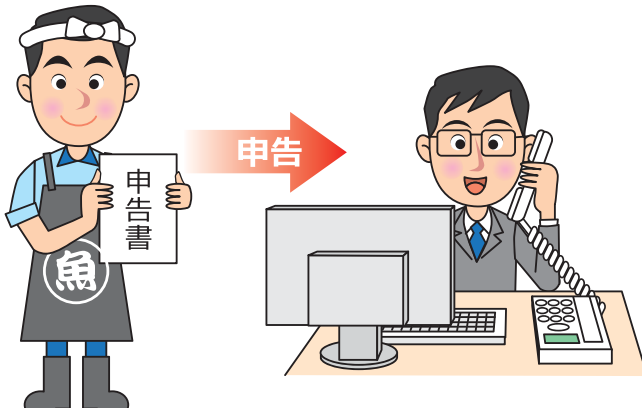
Answer



申告書類は、市内において既に事業を営んでいるか、新規に開業した法人及び個人に送付されます。また、申告書類が届かなくても、事業用資産をお持ちの法人及び個人は、それらの資産が所在する市（区）へ必ず申告しなければなりません。

なお、静岡市の場合は、償却資産の所在する区ごとに申告書を作成し、固定資産税課へ申告してください。

※償却資産については「P56」参照



償却資産の申告は

Question



税務署へ確定申告をしています。静岡市へ償却資産の申告もしなくてはならないのですか。

Answer



税務署へ確定申告している人でも、償却資産が所在する区ごとに申告書を作成し、静岡市（固定資産税課）へ申告してください。税務署への申告は、国税に関するものであり、市への申告は固定資産税（市税）に関するものです。



固定資産税の課税内容を確認するには

Question



固定資産税の課税内容を確認するにはどのような方法がありますか。

Answer



●課税明細書によりご確認ください。

固定資産税の課税内容は、納税通知書とあわせてお送りする「課税明細書」で確認することができます。

■記載事項

| | |
|----|--|
| 土地 | 所在、地番、地目、地積、価格、前年度課税標準額、課税標準額、税相当額等 |
| 家屋 | 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年月、価格、課税標準額、税相当額、軽減税額等 |

●閲覧・証明制度をご利用ください。

納税義務者が固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を閲覧することや、記載された事項の証明書の交付を受けることができるように閲覧・証明制度があります。

| | |
|-----|------------------------------|
| 対象者 | 納税義務者、借地・借家人等 |
| 時期 | 特に期間はありません。 |
| 手数料 | 有料（縦覧期間中に納税義務者が閲覧する場合は無料です。） |

●縦覧制度について

納税者が自己の土地・家屋の評価額が適正であるか同一区内の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。

| | |
|-----|-----------------------|
| 対象者 | 納税者及びその委任を受けた者 |
| 時期 | 4月1日から第1期納期限まで（土日祝除く） |
| 手数料 | 無料 |

廃車または名義変更の手続きは 4月1日までに

Question



今年3月に、友だちにバイクを譲りました。今年の軽自動車税種別割は、だれが納めることになるのでしょうか。

Answer



軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。したがって、今年の軽自動車税種別割は、4月1日^(注)までに名義変更の手続きをしていれば、あなたのお友だちにかかりますが、手続きをしていなければ、あなたにかかることとなります。廃車などの手続きも4月1日^(注)までに行えば税金がかかりません。

(注) 自動車税種別割(県税)の対象となる普通車等は、3月末日となります。

■登録・廃車などの申告手続き先

| 車種 | 申告手続き先 |
|--|---|
| 原動機付自転車 (125ccまでのもの) 小型特殊自動車 | 市民税課：軽自・諸税係(葵区追手町5-1) 電話 221-1218 井川支所 電話 260-2211 駿河税務センター(駿河区南八幡町10-40) 電話 287-8669 長田支所 電話 259-5522 清水市税事務所：証明・原付登録窓口(清水区旭町6-8) 電話 354-2071 蒲原支所 電話 385-7770 |
| 軽二輪車 (125cc超250ccまで) 二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの) | 中部運輸局静岡運輸支局(駿河区国吉田二丁目4-25) 電話 050-5540-2050 |
| 軽三・四輪車 | 軽自動車検査協会静岡事務所(駿河区国吉田一丁目1-26) 電話 050-3816-1776 |

23

Q&A

軽自動車税種別割には月割りで計算する課税制度があるの

Question

?

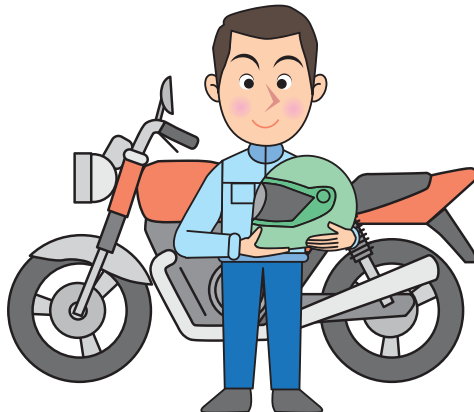
今年3月末に購入した400ccのバイクを4月末に廃車しましたが、わずか1か月しか乗っていませんので12分の1に減額されるのでしょうか。

Answer

!

軽自動車税種別割は、自動車税種別割（県税）と異なり、月割りで計算するような課税制度がありませんので、たとえ1か月しか所有していなくても全額を納めていただかなければなりません。

軽自動車税種別割は、税額が自動車税種別割に比較して低く定められており、所有者の大きな負担にならないこと、また、月割り制度による徴税コスト増などを考慮した結果、月割り制度は昭和56年度に廃止されました。



24

Q&A

けい ジェンクス 軽 JNK S とは

Question



軽 JNK S（軽自動車税納付確認システム）について教えてください。

Answer



軽 JNK S とは、令和 5 年 1 月から開始された軽自動車税種別割の車両ごとの納付情報を、全国の軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムのことです。

軽三・四輪車及び被けん引車の継続検査（車検）の際に必要であった納税証明書の提示が、軽 JNK S により原則不要となりました。

ただし、納付してから軽 JNK S に情報が登録されるまで、納付方法にもよりますが一定の期間がかかります。そのため、納付後すぐ、または、5 月 31 日から 6 月中旬の間に車検を受けたい場合は、金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで納付を行い、納税通知書に添付されている納税証明書をご利用ください。（納税証明書欄がない納付書の場合は、納付後に車検用の納税証明書の申請が必要です。）

また、車検のある二輪車（排気量 250cc を超えるもの）については、これまでどおり納税証明書が必要です。

証明窓口でとれる証明は

Question



証明窓口で扱っている証明はどんなものがありますか。また、手数料はそれぞれいくらですか。

Answer



証明・閲覧をご希望の方は、市民税課市税証明係、駿河税務センター又は清水市税事務所証明・原付登録窓口までお越しください。なお、一部の証明は、各支所・市民サービスコーナーでも申請できます。

※支所・市民サービスコーナーは「P66～68」参照

| 各支所、市民サービスコーナーで申請できる証明 | | | | |
|---------------------------------------|--|-------------|--|--|
| 〈証明・閲覧の種類と手数料〉 | | | | |
| 区 分 | 内 訳 | 手数料 | 備 考 | |
| ●課税・納税に関する証明 | 市民税・県民税課税(所得)証明書 納税証明書 | 300円 | 1税目1年度分につき | |
| | 軽自動車税種別割納税証明書 (継続検査用) | 無料 | — | |
| ●法人等所在証明書 | | 300円 | 1件につき | |
| ◆土地・建物に関する証明 | 固定資産課税台帳登録事項証明書 評価証明書 公課証明書 資産証明書 | 300円～ | 1筆・1棟をもって1件とし、最初の1件を300円。2件目以降1件につき100円加算。 | |
| | 公簿の閲覧 | 固定資産課税台帳 | 300円～ | 1筆・1棟をもって1件とし、最初の1件を300円。2件目以降1件につき100円加算。 |
| | | 土地・家屋地番順一覧表 | 300円 | 1冊につき |
| ◆名寄帳・償却資産課税台帳(写し)の交付 | | 300円 | 1件につき | |
| 地籍図の複写 | | 300円 | A3サイズ1枚につき | |
| 住宅用家屋証明書 | | 1,300円 | 1件につき | |
| 各支所で申請できる証明等(他の証明等でも支所で申請できるものがあります。) | | | | |

26

Q&A

市税の証明は だれでもとれるの

Question



証明書の交付申請や台帳の閲覧などはだれでも申請できるのでしょうか。

Answer



証明窓口で扱っている市税に関する証明や固定資産課税台帳の閲覧などは個人情報を含んでおり、慎重に取り扱う必要があることから、申請できるのは原則として次の人に限られます。

●証明などの申請のできる人

- ・本人（相続人、成年後見人を含む。）
- ・本人の委任状、代理人選任届を持参した人
- ・同一世帯の親族で本人からの依頼があったと認められる人
- ・法律で認められている人

交付申請手続きには、必ず、運転免許証・写真付きのマイナンバーカードなど官公署が発行した写真付きの証明書を持参してください。

また、委任状は委任者本人から委任を受けた内容が明確にわかる委任状をご用意ください。

※申請窓口などは「P30」参照

年度途中でも口座振替の 申し込みができるの

Question



市税の納付方法を口座振替にしたいのですが、年度の途中からでも切替えるのでしょうか。

Answer



口座振替は、いつからでも申し込むことができますし、一度手続きすれば翌年度以降も継続されますので大変便利です。ぜひお申し込みください。

※納税義務者が変わった場合（固定資産税において共有者の構成が変わった場合等を含む）は継続されません。（「P35」参照）

●申し込み方法

【ゆうちょ銀行】

・市内の方

ゆうちょ銀行備え付けの「静岡市自動払込利用申込書」でお申し込みください。

・市外の方

ゆうちょ銀行備え付けの「自動払込受付通知書」でお申し込みいただくか、「静岡市自動払込利用申込書」を納税課から郵送で取り寄せてお申し込みください。

【ゆうちょ銀行以外の金融機関】

・市内の方

納税通知書とじ込みの「口座振替納付依頼書・届出書」又は金融機関備え付けの「静岡市口座振替納付依頼書」でお申し込みください。

・市外の方

納税通知書とじ込みの「口座振替納付依頼書・届出書」でお申し込みいただくか、「静岡市口座振替納付依頼書」を納税課から郵送で取り寄せてお申し込みください。

●申込時の持ち物

上記いずれかの申込書類、納税通知書、預貯金通帳、金融機関届出印

●口座振替できる税目

市民税・県民税（普通徴収）

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）

固定資産税（償却資産）

軽自動車税種別割

●口座振替できる金融機関

静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静清信用金庫、しずおか焼津信用金庫、静岡中央銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、名古屋銀行、中京銀行、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合、静岡県労働金庫、東日本信用漁業協同組合連合会（申込及び振替が可能な口座は、静岡県内の支店に限る。）、ゆうちょ銀行

※金融機関によってはお取り扱いできない支店がありますので、詳しくは直接金融機関へご確認ください。

●振替開始時期

| 申込締切日 | 軽自動車税種別割 | 固定資産税 都市計画税 | 市民税 県民税 |
|-------|------------------|-------------------|------------------|
| 4月末日 | 翌年度定期 (5月31日) | 2期 (7月31日) | 1期 (6月30日) |
| 5月末日 | | | 2期 (8月31日) |
| 6月末日 | | 3期 (12月31日) | 3期 (10月31日) |
| 7月末日 | | | |
| 8月末日 | | | 4期 (1月31日) |
| 9月末日 | | | |
| 10月末日 | | 4期 (2月末日) | 翌年度1期 (6月30日) |
| 11月末日 | | | |
| 12月末日 | | 翌年度1期 (4月30日) | |
| 1月末日 | | | |
| 2月末日 | | 翌々年度定期 (5月31日) | 翌年度2期 (7月31日) |
| 3月末日 | | | |

※ () 内の日が納期限です。ただし、納期限の日が非営業日の場合は、翌営業日となります。

※申込時期によって振替開始日が変わりますので、詳しくは納税課にお問い合わせください。

●振替日

各納期限

※再振替は行っていません。口座振替ができなかった場合には、納期限よりおおむね7日後に「市税納付のお知らせ」を送付します。納付書が付いていますので、そのはがきで納めることができます。

●軽自動車税種別割納税証明書

振替日から約1週間後に納税証明書(車検用)をお送りします。

口座振替に しているはずなのに

Question



5年前から口座振替にしているのに、今年度は納付書が送られてきました。昨年度は、口座振替になっていたのですが。

Answer



口座振替を利用されている方で、今年から納税義務者が変わった場合は、新たに手続きが必要になります。

特に、「固定資産税」については、次のような場合が考えられます。お手数ですが、再度手続きをしてください。

●新たに手続きが必要な場合（固定資産税）

- ア 相続で土地等の名義が変わった場合
- イ 共有名義の物件で、共有者の構成が変わった場合等
- ウ 今までとは異なる区に新たに物件を所有した場合
- エ 納税義務者が死亡した場合



振替ができなかった ときの納付方法は

Question



というっかりしてしまい、残高不足のため口座振替ができなくなってしまいました。どうしたらよいでしょうか。

Answer



ご連絡いただければ納付書を送付しますので、金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く。）の窓口で納めてください。なお、納期限よりおおむね7日後に「市税納付のお知らせ」を送付します。納付書が付いていますので、そのはがきで納めることもできます。万が一、はがきが届かない場合は、ご連絡ください。

なお、再振替は行っていません。

●銀行・口座等を変更するとき

新たに口座振替を希望する金融機関へ、納税通知書・預貯金通帳・金融機関届出印を持参のうえ、手続きをお願いします。

※変更の申込締切日については、「P34」をご参照ください。

※利用をとりやめる金融機関、市役所への連絡は必要ありません。

※市外の金融機関で手続きする場合は、事前に市役所の納税課までご連絡ください。

●口座振替をやめるとき

取扱金融機関へ納税通知書・預貯金通帳・金融機関届出印を持参のうえ、手続きをお願いします。

納付書は、市から直接納税義務者あてにお送りします。

30

Q&A

納期限までに 納められないが

Question



市税を今週中に納めなければなりません、どうしても都合が
つきません。どうしたらよいでしょうか。

Answer



納期限までに納税できない事情がある場合には、事前に納税課
又は清水市税事務所までご相談ください。

市税は、納税者の皆さんに自主的に納めていただくのが本来の
姿です。

万一、納期限までに納められないと、督促状が送付され、また、
税の他に延滞金を納めなければならないことになります。

※延滞金については「P59」参照

31

Q&A

納付してあるのに 督促状がきた

Question



市税は納付してあるはずですが、督促状がきました。なぜですか。

Answer



次の点をご確認ください。

- 領収証書に記載されている税目、期別などが督促状のものと一致していますか？
- 納期限までに納付していただきましたか？
納付していただいてからその収入確認ができるまで連絡手続きなどのために若干の日数を要します。申し訳ありませんが、その間に行き違いで督促状が送付される場合があります。
- 正しい納付書で納付していただきましたか？
年度の途中で税額を変更し、あらためて納税通知書と納付書などをお送りしている場合があります。

32

Q&A

滞納しているが、 このまま納めないとうなる

Question



現在、事情があって市税を滞納しています。このまま納めないと、どうなりますか。

Answer



このままでいきますと、税負担の公平を維持するなどの見地からやむを得ず財産の差押えをすることになります。

至急、納税課、清水市税事務所又は滞納対策課にご相談ください。

なお、差押えができる財産には、動産、不動産、債権（給料、年金、預貯金、売掛金等）などがあります。



33

Q&A

私の承諾なしに 差し押さえられたが

Question



現在、市税を滞納しています。私の承諾なしで、財産を差し押さえられました。このようなことが許されるのですか。

Answer



「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」と法律で定められています。

したがって、財産の差押えの実施は、本人の承諾の有無にかかわらず行われることとなります。このようなことにならないように、税金を納められないような事情のあるときは、納税課、清水市税事務所又は滞納対策課にご相談ください。

課税のしくみ

市民税

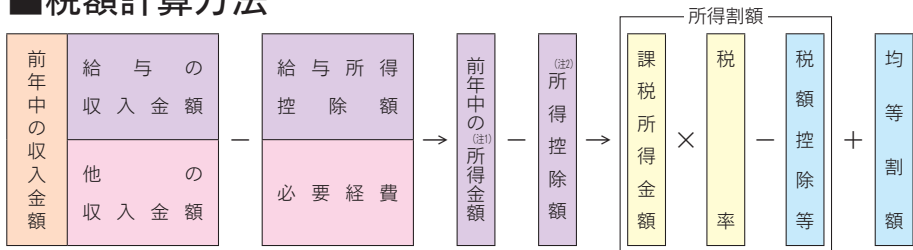
市民税には、個人市民税と法人市民税があり、それぞれ均等の額を納める均等割と所得に応じて納める所得割（法人の場合は法人税割）の2種類からなっています。

個人市民税

■納税義務者

- ① 1月1日現在、市内に居住する個人…均等割と所得割
 - ② 1月1日現在、静岡市の各区内に事業所や家屋敷を所有する個人で当該区内に居住していない方…均等割のみ
- ※上記の①又は②に該当する方であっても、所得等の状況によっては、非課税となる場合があります。

■税額計算方法



(注1) 所得金額●所得割の税額計算の基礎となるもので、一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。所得の種類は、所得税と同じく①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、⑦山林所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、⑩雑所得（公的年金等を含む）の10種類です。

(注2) 所得控除額●納税義務者に扶養親族があるかどうかや、前年中の社会保険料の支払金額など個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を求めするため所得金額から差し引くものの額をいいます。

法人市民税



■納税義務者

- ①区内に事務所・事業所を持っている法人…均等割と法人税割
- ②区内に事務所・事業所を持っていないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人…均等割
- ③区内に事務所・事業所を持っている「法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるもの」が収益事業を行う場合…均等割と法人税割
- ④法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で区内に事務所・事業所を有するもの…法人税割

■税額計算方法 法人税額×税率(注1)＋均等割額(注2)

- (注1) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度：12.3%
平成26年10月1日以後に開始した事業年度：9.7%
令和元年10月1日以後に開始した事業年度：6.0%
- (注2) 均等割は区ごとに課税されます。

固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）に対して課税されます。

※償却資産とは、事業のために使うことができる機械や備品などで自動車等を除きます。

■納税義務者

1月1日現在、区内に固定資産を所有している人（原則として固定資産課税台帳に所有者として登録されている人）

■税額計算方法 課税標準額×税率（1.4%）

課税標準額●原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地に係る税負担の調整措置が適用されている場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

免税点●区内に同一の人が所有する資産の課税標準額の合計が次の額に満たない場合には課税されません。

土地（30万円） 家屋（20万円） 償却資産（150万円）

軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、原動機付自転車、軽自動車（二輪・三輪・四輪）、小型特殊自動車、二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます）の所有者に対して課税されます。

なお、割賦販売等で販売者が所有権を留保している場合は、使用者に課税されます。

納税義務者●4月1日現在、軽自動車等の所有者となっている個人又は法人

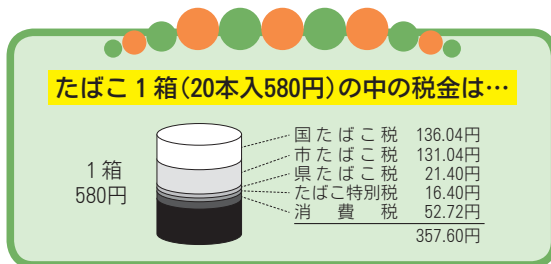
申告●軽自動車等を取得（購入）、譲渡（売却）、廃車（廃棄等）した場合、盗難に遭い見つからない場合、又は所有者が市外に転出もしくは死亡した場合には、ご本人又は関係者の方から申告していただく必要があります。無届のまま車体を譲渡又は処分してしまうと、税金をはじめ様々なトラブルの原因になるので、必ず所定の届出をするようお願いします。
※申告手続きについては「P27」参照

市たばこ税

たばこの製造者、卸売業者などが、市内の小売業者に「たばこ」を売り渡したときに、本数に応じて課税されます。

納税義務者●たばこの製造業者、卸売販売業者等

税率●売渡し本数1,000本につき6,552円



鉱産税

鉱物の掘採事業を行った場合、その鉱物の価格に対して課税されます。

納税義務者●鉱業者
税 率●鉱物の価格の1%（価格が200万円以下の場合は0.7%）

特別土地保有税

土地の投機的取得及び保有を抑制し、宅地の供給促進を図ることを目的として、土地の所有又は取得に対して課税されます。

納税義務者●区内に2,000㎡以上の土地を所有する又は取得した者
税 率●保有は1.4%、取得は3%
※平成15年度以降、当分の間、新たな課税は行われません。

入湯税

環境衛生施設などの整備や、観光の振興にあてるための目的税で、鉱泉浴場（温泉）に入湯したときに課税されます。

納税義務者●入湯者
税 率●1人1日150円
※ただし、13歳未満の者、修学旅行など学校行事に参加する者及び日帰り入湯する者は、免除されます。

事業所税

都市環境の整備・改善に関する事業にあてるための目的税で、市内の事業所等において行われる一定規模以上の事業に対して課税されます。

納税義務者●事業所等において事業を行う法人又は個人
免 税 点●(1)資 産 割 事業所床面積1,000㎡以下
(2)従業者割 従業者数100人以下
※(1)及び(2)の数字は、非課税分を差し引きした後のもの
税 率●(1)資 産 割 事業所床面積1㎡につき600円
(2)従業者割 従業者給与総額の0.25%

都市計画税

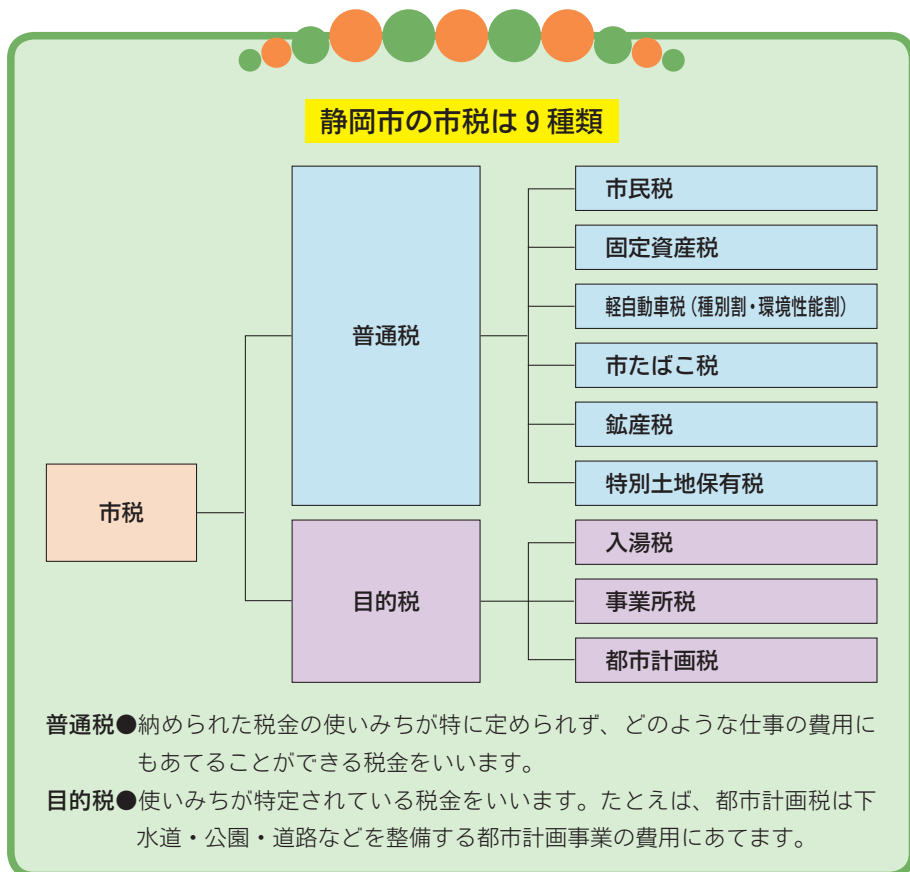
都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業にあてるための目的税で、固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

■納税義務者

1月1日現在、市街化区域内に所在する土地及び家屋を所有している人

■税額計算方法 課税標準額×税率(0.3%)

課税標準額●固定資産税と同じく土地、家屋の評価額をもとに算出します。



市街化区域農地の 宅地並み課税

市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税は、宅地並みの課税となります。ただし、新たに宅地並みの課税となってから4年度間については、軽減措置が講じられます。

なお、生産緑地地区の指定を受けた場合や市街化調整区域に編入された場合は、農地としての課税となります。

■宅地並み課税による税額の求め方

▼固定資産税額

次の(ア)又は(イ)のうちの、いずれか少ない額

(ア) 当該年度の評価額×特例率(1/3)×軽減率(下表に掲げる率)×税率1.4%

(イ) $\left[\frac{\text{当該年度の前年度の課税標準額(a)} + \text{当該年度の評価額} \times 1/3 \times 5\%}{(b)} \right] \times \text{税率} 1.4\%$

(a) 当該年度の前年度の課税標準額…前年度の賦課期日において平成5年度から特定市街化区域農地であったものとみなした場合の課税標準額

※(b)が当該年度の評価額に1/3を乗じた額の20%を下回る場合には、20%相当額となります。

▼都市計画税額

次の(ウ)又は(エ)のうちの、いずれか少ない額

(ウ) 当該年度の評価額×特例率(2/3)×軽減率(下表に掲げる率)×税率0.3%

(エ) $\left[\frac{\text{当該年度の前年度の課税標準額(c)} + \text{当該年度の評価額} \times 2/3 \times 5\%}{(d)} \right] \times \text{税率} 0.3\%$

(c) 当該年度の前年度の課税標準額…前年度の賦課期日において平成5年度から特定市街化区域農地であったものとみなした場合の課税標準額

※(d)が当該年度の評価額に2/3を乗じた額の20%を下回る場合には、20%相当額となります。

| 年度 | 初年度目 | 2年度目 | 3年度目 | 4年度目 |
|----|------|------|------|------|
| 率 | 0.2 | 0.4 | 0.6 | 0.8 |

ことしの税額はいくら

市民税・県民税の計算例

令和4年中の給与収入が500万円（他に収入はない）
無収入の妻と子2人（17歳と13歳）を扶養
社会保険料50万円

の場合、
令和5年度の市民税・県民税は…

給与収入5,000,000円

①給与収入から給与所得控除額を差し引く。(注)

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 給与所得控除後の金額 3,560,000円 | 給与所得控除額 1,440,000円 |
|--------------------------|-----------------------|

②所得控除の合計額を差し引く。

| | |
|------------|------------------------|
| 1,970,000円 | 所得控除の合計額 1,590,000円 |
|------------|------------------------|

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 配偶者控除 | 33万円 | 社会保険料控除 | 50万円 |
| 一般扶養控除 | 33万円 | 基礎控除 | 43万円 |

③市民税・県民税それぞれの税率で所得割額を計算する。

| | |
|----------------------|--|
| 課税所得金額 1,970,000円 | × 8% = 157,600円 → 市民税の所得割 …………… A |
| | × 2% = 39,400円 → 県民税の所得割 …………… B |

④調整控除額を計算する。※「P49」参照

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 市民税 | 150,000円 × 4% = 6,000円 …………… C |
| 県民税 | 150,000円 × 1% = 1,500円 …………… D |

⑤市民税・県民税それぞれの所得割から調整控除額を差し引き、均等割を加える。

| | |
|-----|---|
| 市民税 | 157,600円 (A) - 6,000円 (C) + 3,500円 (均等割) = 155,100円 |
| 県民税 | 39,400円 (B) - 1,500円 (D) + 1,900円 (均等割) = 39,800円 |

令和5年度の市民税・県民税 = 155,100円 + 39,800円 = 194,900円

(注) 給与所得控除額は、給与所得者の必要経費に相当するものです。
給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を差し引いたものですが、実際には、所得税法別表第五により、給与収入の金額に応じて求めることとされています。

※所得割と均等割については「P48」参照

市民税・県民税と所得税の税率及び主な所得控除等

▼市民税・県民税の税率

【所得割】

| 市民税 | 県民税 |
|-----|-----|
| 8% | 2% |

【均等割】

| 市民税 | 県民税 |
|--------|--------|
| 3,500円 | 1,900円 |

※所得割は、指定都市以外の市では、市民税6%、県民税4%。

※県民税均等割1,900円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。

（「森林づくり県民税」については「P.3」参照）

▼所得税の税率

| 課税所得金額 | 税率 | 速算控除額 |
|-----------------------------|-----|------------|
| 1,949,000円まで | 5% | — |
| 1,950,000円から 3,299,000円まで | 10% | 97,500円 |
| 3,300,000円から 6,949,000円まで | 20% | 427,500円 |
| 6,950,000円から 8,999,000円まで | 23% | 636,000円 |
| 9,000,000円から 17,999,000円まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円から 39,999,000円まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円以上 | 45% | 4,796,000円 |

※令和19年までの各年分については、復興特別所得税（原則として、その年分の所得税額の2.1%）をあわせて申告・納付する必要があります。

▼市民税・県民税と所得税の主な所得控除の比較

| 区 分 | | 市民税・県民税 | 所得税(注1) | 控除額の差 | |
|------------|------------------------|--|----------|----------|----------|
| 配偶者 控 除 | 納税者と同一生計で合計所得金額が48万円以下 | 一般（70歳未満の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】 | 330,000円 | 380,000円 | 50,000円 |
| | | 一般（70歳未満の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】 | 220,000円 | 260,000円 | 40,000円 |
| | | 一般（70歳未満の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】 | 110,000円 | 130,000円 | 20,000円 |
| | | 老人（70歳以上の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円以下のとき】 | 380,000円 | 480,000円 | 100,000円 |
| | | 老人（70歳以上の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が900万円超950万円以下のとき】 | 260,000円 | 320,000円 | 60,000円 |
| | | 老人（70歳以上の配偶者） 【納税義務者の所得金額の合計額が950万円超1,000万円以下のとき】 | 130,000円 | 160,000円 | 30,000円 |

| | | | | | |
|---------------|--|----------------------------------|------------------|---------------------------------|----------|
| 扶 養 控 除 | 納税者と同一生計で合計所得金額が48万円以下 | 一般(16歳以上19歳未満の親族を含む) | 330,000円 | 380,000円 | 50,000円 |
| | | 特定(19歳以上23歳未満の親族) | 450,000円 | 630,000円 | 180,000円 |
| | | 老人(70歳以上で同居老親にあたら ない親族) | 380,000円 | 480,000円 | 100,000円 |
| | | 同居老親(70歳以上の同居する父母、 祖父母等の直系尊族) | 450,000円 | 580,000円 | 130,000円 |
| | | 年少扶養(16歳未満) | 0円 | 0円 | 0円 |
| 障 害 者 控 除 | 一般(特別障害者以外の障害者) | 260,000円 | 270,000円 | 10,000円 | |
| | 特別(身障手帳1・2級、療育手帳A 他 の重度障害者) | 300,000円 | 400,000円 | 100,000円 | |
| | 配偶者又は扶養親族が同居する特別障害 者(同居特別障害者) | 530,000円 | 750,000円 | 220,000円 | |
| 寡 婦 控 除 | 合計所得金額が500万円以下で、次の要 件に当てはまる者(事実上婚姻関係と同 様の事情にあると認められる者がいる者 を除く。) | 260,000円 | 270,000円 | 10,000円 | |
| | (1)夫と離別し、その後婚姻をしていない 者で扶養親族のいる者(ひとり親に該当 する者を除く。) | | | | |
| | (2)夫と死別し、その後婚姻していない者 又は夫の生死が明らかでない一定の者 | | | | |
| ひとり親 控 除 | 合計所得金額が500万円以下の単身者で、 前年の総所得金額等が48万円以下の生計 を一にする子がいる者(事実上婚姻関係 と同様の事情にあると認められる者がい る者を除く。) | 300,000円 | 350,000円 | 50,000円 | |
| 勤 労 学 生 控 除 | 納税者が学生で合計所得金額が75万円以 下(うち自己の勤労によらない所得が10 万円以下)の者 | 260,000円 | 270,000円 | 10,000円 | |
| 配 偶 者 特 別 控 除 | 納税者の合計所得金額が1,000万円以下 で配偶者の合計所得金額が48万円(給与 収入103万円)を超え、133万円(給与収入 201万円)以下 | (上限) 330,000円 | (上限) 380,000円 | (上限) ^(注2) 50,000円 | |
| 基 礎 控 除 | | 430,000円 | 480,000円 | 50,000円 | |

(注1) 所得税については、令和4年分の税率及び控除額。ただし、この額は法改正により修正される場合があります。

(注2) 調整控除の計算の際には、配偶者の合計所得金額が48万円超50万円未満の場合は2～5万円、50万円以上55万円未満の場合は1～3万円、その他の場合は0円となります。

▼調整控除

市民税・県民税と所得税では、扶養控除などの人的控除額に差があり税源移譲による負担増を調整するため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて市民税・県民税を減額するものです。なお、合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除が適用されません。(控除額の差については「P48」参照)

(ア) 合計課税所得金額^(注)が200万円以下の場合

次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税4% 県民税1%）

①人的控除額の差の合計額

②個人市民税・県民税の合計課税所得金額

(イ) 合計課税所得金額^(注)が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の5%

(市民税4% 県民税1%)

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円（市民税2,000円 県民税500円）とします。

(注) 課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

▼住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①所得税の控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、②所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）のいずれか小さい額に、下覧の割合を乗じた金額について減額するものです。

ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額になります。

| | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 市民税 | 4/5 | 県民税 | 1/5 |
|-----|-----|-----|-----|

▼寄附金税額控除

前年中に次に掲げる2千円を超える寄附をした場合には、その超える金額（総所得金額等の合計額の30%を上限）の市民税は8%、県民税は2%に相当する金額について減額するものです。

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）

②静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金

③所得税法等に規定される寄附金控除の対象または特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として静岡市又は静岡県の条例で定めるもの

なお、①の寄附金の場合、上記金額に加え、寄附金のうち2千円を超える部分について特例控除（市民税・県民税所得割の2割を限度）があり、所得税と合わせてその全額が控除されます。また、申告特例制度の適用を受けた場合は、特例控除に法令に定める割合を乗じて得た額をさらに加算して控除されます。

令和5年度の市民税・県民税が課税されない人

- 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- 平成17年1月3日以後生の未成年者、令和5年1月1日において障害者あるいは寡婦又はひとり親のいずれかに該当し、令和4年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入のみの場合は収入額で204万4千円未満）であった人。

- 非課税限度額以下の所得の人
令和4年中の合計所得金額が、
 $31万5,000円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 10万円 + 18万9,000円$
を超えない人。ただし、18万9,000円は、同一生計配偶者又は扶養親族のいる人のみ加算します。

令和6年度の市民税・県民税の申告

令和6年度の市民税・県民税の申告書の提出期限は令和6年3月15日です。

【申告しなければならない人】

●給与所得者（サラリーマン）の場合

①給与以外に所得のある人（外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃、配当、年金など）

※所得税では、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても給与所得と合わせて申告する必要があります。

②勤務先から静岡市へ給与支払報告書が提出されない人

●公的年金等（老齢厚生、老齢基礎、退職共済など）所得者の場合

確定申告をしていない方で、

①公的年金等以外の所得のある人（外交員報酬、講演料、原稿料、地代、家賃など）

※所得税では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税では、源泉徴収の制度がとられていないこと等から、それらの所得についても公的年金所得と合わせて申告する必要があります。

②公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外に所得控除（医療費控除、社会保険料控除等）があり追加・訂正をする場合

●上記以外の場合

非課税限度額を超える所得がある人

※所得税の確定申告をした場合、確定申告書は市民税・県民税の申告書を兼ねているので、新たに市民税・県民税の申告をする必要はありませんが、税金のかかる所得の下限が所得税よりも低いことなどにより、所得税がかからない人でも、市民税・県民税はかかることがあります。そのため、所得税の確定申告は必要なくても、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

令和5年度の軽自動車税種別割税率

▼原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の税率

| 車 種 | | 税率 平成28年度～ |
|------------------|--------------------------------|---------------|
| 原 動 機 付 自 転 車 | 排気量50cc又は0.6kw以下 | 2,000円 |
| | 排気量90cc又は0.8kw以下 | 2,000円 |
| | 排気量125cc又は1.0kw以下 | 2,400円 |
| | ミニカー（排気量50cc又は0.6kw以下） | 3,700円 |
| 軽 二 輪 車 | 排気量125cc超～250cc以下 （被けん引車含む） | 3,600円 |
| 小 型 特 殊 自 動 車 | 農耕用35km/h 未満 | 2,400円 |
| | 特殊作業用15km/h以下 | 5,900円 |
| 二輪の小型自動車（250cc超） | | 6,000円 |

▼三輪車、四輪車の税率

| 車 種 (排気量660cc以下) | | 税 率 (年額) | | | |
|---------------------|--------|---|---|--|---------|
| | | 最初の新規検査（新車登録）の時期 | | | |
| | | H22.3.31まで | H22.4.1から H27.3.31まで | H27.4.1以後 | |
| | | 最初の新規検査から 13年を経過した車両 には「経年重課」が 適用されます※ | 「経年重課」に該当 するまでの間は、 H27年度までの税率 が引き続き適用され ます。 | グリーン化特例（1 年限り）が適用され ない車両に適用され ます。 | |
| 三 輪 車 | | 4,600円 | 3,100円 | 3,900円 | |
| 四 輪 車 | 乗 用 | 営業用 | 8,200円 | 5,500円 | 6,900円 |
| | | 自家用 | 12,900円 | 7,200円 | 10,800円 |
| | 貨 物 | 営業用 | 4,500円 | 3,000円 | 3,800円 |
| | | 自家用 | 6,000円 | 4,000円 | 5,000円 |

※ただし、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

▼グリーン化特例

下記の①～③の環境性能を有し、令和4年度に最初の新規検査をした車両は、令和5年度に限り、軽課税率が適用されます。

| 車種区分 (排気量660cc以下) | | | 税率(年額) | | |
|----------------------|----|-----|-------------------------|------------------------|------------------------|
| | | | 電気自動車等または燃費基準等による区分 | | |
| | | | ①電気自動車等 (税額を概ね75%軽減) | ②燃費基準等 (税額を概ね50%軽減) | ③燃費基準等 (税額を概ね25%軽減) |
| 三輪車 | | | 1,000円 | | |
| 四輪車 | 乗用 | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| | | 自家用 | 2,700円 | | |
| | 貨物 | 営業用 | 1,000円 | | |
| | | 自家用 | 1,300円 | | |

※②、③は、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする営業用軽自動車で乗用のものに限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」をご確認ください。

①電気軽自動車

天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの)

天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素化合物の排出量が少ないもの)

②平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

③平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上かつ令和2年度燃費基準達成車

固定資産税の計算例

▼土地 200㎡の住宅用地の場合

| | | |
|-------------|-------------|-------|
| 令和4年度の課税標準額 | 3,800,000円 | } のとき |
| 令和5年度の評価額 | 32,000,000円 | |

【税額の計算】

- ① 令和5年度の本来の課税標準額（評価額×1/6）を算出します。

$$32,000,000円 \times 1/6 = 5,333,333円$$

- ② 「令和4年度の課税標準額」の「令和5年度の本来の課税標準額」に対する割合を求めます。

$$3,800,000円 / 5,333,333円 \approx 71.2\%$$

前年度の課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の100%未満の場合、本来の課税標準額の100%に達するまで、本来の課税標準額の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。

ただし、上記より計算した課税標準額が、今年度の本来の課税標準額の20%を下回る場合には、本来の課税標準額の20%とします。

- ③ ②の割合が100%未満であるため、「令和4年度の課税標準額」に「令和5年度本来の課税標準額」の5%を加えます。

$$3,800,000円 + (5,333,333円 \times 5\%) = 4,066,000円 \text{ (千円未満切捨て)}$$

※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての固定資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。

- ④ 令和5年度の固定資産税額

$$4,066,000円 \times 1.4\% = 56,900円 \text{ (百円未満切捨て)}$$

▼家屋 新築の木造二階建の住宅を建てた場合

建築時期 令和4年8月

床面積 130㎡

令和5年度価格 13,000,000円……………①

(価格は面積のほか、建物の間取り、仕上げ等により変わります)

のとき

【税額の計算】

① × 1.4% (税率) = 182,000円……………②

(新築住宅の減額)

① × ※120/130 × 1.4% × 1/2 = 84,000円……………③
(税率)

(令和5年度の固定資産税額)

② - ③ = 98,000円

※一定の要件に適合する場合、新築後の一定期間、120㎡相当分までの固定資産税額が1/2減額されます。(「P18 (Q&A⑬新築 4年目に急に固定資産税が上がったのは)」参照)



▼償却資産

取得資産 舗装路面（コンクリート敷）（耐用年数15年※）

取得時期 令和4年9月

取得価額 2,700,000円

を
取得したとき

【税額の計算】

取得価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率 / 2) = 評価額

2,700,000円 × (1 - 0.142/2) = 2,508,300円

(課税標準額) 2,508,000円 (千円未満切捨て)

※課税標準額の端数処理は、実際にはすべての償却資産の課税標準額を合算した後の額によって行われます。

(固定資産税額) 2,508,000円 × 1.4% = 35,110円 (百円未満切捨て)
(税率)

令和3年以前に取得した資産の評価額の計算方法は、
前年度評価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率) = 評価額

※償却資産の耐用年数は、一部例外を除き、減価償却資産の耐用年数に関する省令によるものとされています。

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などの事業用資産をいいます。

- ①構築物（へい・フェンス・構内舗装・駐車場舗装・広告塔など）
- ②機械及び装置（旋盤・ボール盤・印刷機・製茶機・太陽光発電設備など）
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両及び運搬具（大型特殊自動車・構内運搬車・台車など）
- ⑥工具、器具、備品（測定工具・パソコン・エアコン・机・いすなど）

たとえばミシンを家庭用として使用している場合には課税の対象となりませんが、事業用として使用している場合は課税対象となります。

自主納税について

市税は納期限内に納めましょう

市税は、納税者の皆さんが定められた期日（これを「納期限」といいます。）までに、自ら納めていただくことになっています。これを自主納税といいます。

静岡市では、この税金本来の姿である自主納税を広く推進しています。

▼市税の納付

市税の納付方法については、いつでもどこでも納付が可能なキャッシュレス決済が便利です。これまでのコンビニ等収納用バーコードを利用した納付（コンビニ、キャッシュレス）をはじめ、令和5年度から、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税種別割については、地方税共同機構（全国の地方団体が共同で運営する法人）が運営する「地方税お支払サイト」でキャッシュレス決済が可能となりました。納付書に印刷されているQRコード（eL-OR）、eL番号で納付が可能です。詳細は下記をご確認ください。

●金融機関での納付

〈取扱い金融機関〉

静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡信用金庫、しずおか焼津信用金庫、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、名古屋銀行、中京銀行、静岡中央銀行、三井住友銀行、島田掛川信用金庫、静岡県労働金庫、富士信用金庫、東日本信用漁業協同組合連合会（静岡県内に所在する店舗に限る。）、静岡市農業協同組合、清水農業協同組合〈eL-ORを利用する場合〉

共通納税対応金融機関については、地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/>）をご確認ください。

●コンビニエンスストア・スマートフォンからの納付

軽自動車税種別割、市民税・県民税（普通徴収）及び固定資産税・都市計画税は、全国のコンビニエンスストアで、土日祝日いつでも納めることができます。

コンビニエンスストアで利用できる納付書

バーコードが印刷された納付書（1枚30万円以下の納付書）

※納期限が過ぎた納付書は利用できませんのでご注意ください。

〈取扱コンビニエンスストアチェーン〉

セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ニューヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店（アピタ、イオン、ウエルシア、エスポット、静鉄ストア、ノジマ、ヒバリ

ヤ、マックスバリュ等※)

※一部店舗除く

- キャッシュレス決済（スマートフォンアプリ）での納付
スマートフォンのアプリから、納付書に印刷されたバーコードやeL-ORを読み取ることで、キャッシュレス決済が可能です。

〈バーコード対応アプリ〉

モバイルレジ※、LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天銀行、FamiPay、楽天ペイ

※モバイルレジでの決済方法はクレジットカード又はインターネットバンキングを選ぶことができます。クレジットカードで納付する場合は、手数料が発生します。

バーコード対応アプリで利用できる納付書

バーコードが印刷された納付書（1枚30万円以下の納付書）

※納期限が過ぎた納付書は利用できませんのでご注意ください。

〈eL-ORを利用する場合〉

対応アプリ等について、地方税お支払サイト

(https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application) をご確認ください。

(キャッシュレス決済ご利用上の注意)

- 各キャッシュレス決済サービスの利用限度額を超えるものはお取り扱いできません。
- アプリのダウンロードは基本的に無料ですが、パケット通信料は利用者の負担となります。
- キャッシュレス決済を利用した場合は領収書が発行されませんので、納付後すぐに納税証明が必要な方は、静岡市の指定金融機関又はコンビニエンスストア等をご利用ください。
- キャッシュレス決済を利用した納付で納税証明書が必要な場合は、納付が確認できる 2～3週間後に市役所又は市民サービスコーナーの窓口で発行しておりますので、そちらをご利用ください。車検で使用する軽自動車税種別割納税証明書（継続検査用）のみ無料で、その他の納税証明書は有料となります。なお、軽自動車納付確認システム（軽JNKS）がスタートし、軽自動車（軽三輪車・軽四輪車・被けん引車）の車検で納税証明書の提示が原則不要となります。詳しくは29ページをご覧ください。
- キャッシュレス決済は科目期別（納付書）ごとに手続きが必要となります。

- 地方税お支払サイトでの納付（eL-OR又はeL番号を使用して納付）

軽自動車税種別割及び固定資産税・都市計画税は、お手持ちのパソコンやスマートフォン等から「地方税お支払サイト」にアクセスし、下記の決済が可能です。トップページで「eL-OR読取」か「eL番号入力」を行い、納付書情報をお確かめの上、決済方法を選択してください。「eL番号」は、納付書に記載されています。eL-ORが

印刷されていない納付書の場合や、カメラがついていないパソコン等で納付する際に、ご利用ください。

詳細は、「地方税お支払サイト」(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

〈クレジットカード決済〉

画面遷移に従い、クレジットカード情報を入力し、決済を行います。利用には手数料が発生します。クレジットカード決済の場合、1,000万円以上の金額は納付できません。

〈インターネットバンキング〉

画面遷移に従い、金融機関のWebサイトで支払い手続きを行います。事前に金融機関においてインターネットバンキングの登録が必要です。

〈口座振替（ダイレクト方式）〉

金融機関の口座を利用し、引き落とし日を指定して直接納付することが可能です。事前に「地方税お支払サイト」での利用者ID登録及び口座情報登録が必要です。継続的な引き落としには対応していません。都度引き落とし手続きが必要です。

〈ペイジー番号を発行し、ATM等で支払う〉

画面遷移に従い、ペイジー番号を発行し、ATMやインターネットバンキング等で納付を行います。

※使用できる金融機関やコンビニエンスストア、キャッシュレス決済は統廃合等により変更になる場合があります。

▼市税の滞納

決められた納期限内に納付しないことを滞納といいます。

滞納になりますと、督促状が送付され、また、税の他に延滞金を納めなければならないこととなります。

▼延滞金

納期限までに完納されないときには、その翌日から納付（納入）の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合

を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

▼差押処分

法律では、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない。」と定められています。

そのため、催告書を送付したり、電話連絡したりして納付を促しています。それでもご相談や納付をされない場合は、その方の財産（動産、不動産、給料、預貯金等）を差し押さえることとなります。

▼差押財産（動産・不動産）の公売

差し押さえた後、特別な理由もなく滞納が続きますと、差押財産（動産・不動産）を公売します。

▼納期内納付にご協力を

市税を滞納されますと、このように納税者にとって不利益となることはもちろんですが、滞納整理に多くの費用がかかります。この費用も貴重な皆さんの税金から支出されることになるため、市民の皆さんにとって大きな損失になります。

市税は、静岡市民皆さんの財産です。市税を有効に使うため、必ず納期内納付を心がけましょう。

納税の義務

いろいろな税金が、私たちの生活を支えるために使われています。こうした税金は、私たちが負担しなければなりません。このことは、憲法第30条に「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う」とはっきり示されています。また、第84条には国民を代表する国会が定めた法律によってのみ、新たな税金を決めたり、変えたりすることができるがあります。このように決められた法律に基づいて、私たちは、正しく税金を納めることが大切です。

令和5年度

市税等納期限一覧

| 税目 月別 | 市 税 等 | | | | | | その他 | 国 税 | 県 税 | | |
|------------|---------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------------------|---------------|---------------|
| | 市民税・県民税 | 都固定資産税 | 軽自動車税種別割 | 国民健康保険料 | 医療期高齢者料 | 介護保険料 | 下水道事業受益者負担金 | 国民年金保険料 | 復興特別所得税及び申告所得税及び個人事業者の消費税 | 自動車税種別割 | 個人事業税 |
| 令和5年 4月 | | 1期 (5/1) | | | | | | 4月分 (5/31) | | | |
| 5月 | | | 定期 (5/31) | | | | | 5月分 (6/30) | 確定申告 延納 (5/31) | 定期 (5/31) | |
| 6月 | 1期 (6/30) | | | 1期 (6/30) | | | 1期 (6/26) | 6月分 (7/31) | | | |
| 7月 | | 2期 (7/31) | | 2期 (7/31) | | 1期 (7/31) | | 7月分 (8/31) | 予定納税 第1期 (7/31) | | |
| 8月 | 2期 (8/31) | | | 3期 (8/31) | 1期 (8/31) | 2期 (8/25) | | 8月分 (10/2) | | | 1期 (8/31) |
| 9月 | | | | 4期 (10/2) | 2期 (10/2) | 3期 (9/25) | 2期 (9/25) | 9月分 (10/31) | | | |
| 10月 | 3期 (10/31) | | | 5期 (10/31) | 3期 (10/31) | 4期 (10/25) | | 10月分 (11/30) | | | |
| 11月 | | | | 6期 (11/30) | 4期 (11/30) | 5期 (11/27) | | 11月分 (1/4) | 予定納税 第2期 (11/30) | | 2期 (11/30) |
| 12月 | | 3期 (1/4) | | 7期 (1/4) | 5期 (1/4) | 6期 (12/25) | 3期 (12/25) | 12月分 (1/31) | | | |
| 令和6年 1月 | 4期 (1/31) | | | 8期 (1/31) | 6期 (1/31) | 7期 (1/25) | | 1月分 (2/29) | | | |
| 2月 | | 4期 (2/29) | | 9期 (2/29) | 7期 (2/29) | 8期 (2/26) | | 2月分 (4/1) | | | |
| 3月 | | | | 10期 (4/1) | 8期 (4/1) | | | 3月分 (4/30) | 確定申告 (3/15) | 確定申告 (4/1) | |

※ () の中の期日が各納期限です。

最近の主な制度改正のあらまし

個人市民税・県民税

(1) 森林環境税の課税が開始されます

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、令和6年度から、個人住民税均等割と併せて、1人年額1,000円が課税されます。

※緊急防災・減災事業の財源確保のために制定された市民税・県民税引き上げ分(計1,000円)については、令和5年度で終了となります。

| 〈令和5年度まで〉 | | | 〈令和6年度から〉 | | |
|--------------|-----|----------|--------------|-----|----------|
| 個人住民税 均等割 | 県民税 | 1,900円/年 | 森林環境税 | 国税 | 1,000円/年 |
| | 市民税 | 3,500円/年 | 個人住民税 均等割 | 県民税 | 1,400円/年 |
| 合計 | | 5,400円/年 | 市民税 | | 3,000円/年 |
| | | | 合計 | | 5,400円/年 |

〈森林環境税の背景〉

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標達成や災害防止のため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分担して森林を支える仕組みとなっています。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式が統一されます

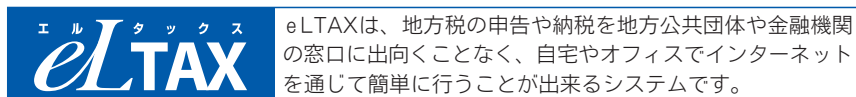
特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得については、個人住民税と所得税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、税制改正により、個人住民税の課税方式と所得税の課税方式が統一されます。

このため令和6年度(令和5年分確定申告)からは、個人住民税と所得税で異なる課税方式の選択ができなくなります。

特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得税の申告をすると、これらの所得は個人住民税でも所得に算入されます。それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますのでご注意ください。

市税の電子申告

静岡市では、地方税ポータルシステム「^{エルタックス}eLTAX」を利用して、インターネット上で市税の申告手続きができます。ぜひご利用ください。



●電子申告できる市税

- ・法人市民税
- ・固定資産税（償却資産）
- ・個人市民税・県民税（給与・公的年金支払報告書・特別徴収関連）
- ・事業所税

※電子申告できる市税は今後拡大される予定です。

●利用準備から申告まで

①電子証明書を取得する

商業登記認証局、公的個人認証サービス、日本税理士会連合会認証局などの発行機関や認証局が発行した電子証明のいずれかを入手してください。

※税理士に申告書等の作成・送信を依頼している納税者は不要です。

②eLTAXホームページから利用届出（新規）を行い、利用者IDを取得する

③eLTAX対応ソフトウェアを取得する

eLTAXを利用して地方税の電子申告を行うには、申告書等を作成・送信するためのeLTAX対応ソフトウェアが必要です。

※eLTAXホームページから、申告書等の作成・送信を行うためのeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）を無料で取得できます。また、市販されている税務・会計ソフトウェアの中にも、eLTAXに対応しているものがあります。

④eLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信する

⑤受付結果を確認する

- ・eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

- ・eLTAXの利用について不明な点等がある場合は、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページ「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>



※課税・申告など市税に関する問合せ先は「P64」参照

市税のお問合せ先

| 税目・業務内容 | 担当課 | 静岡庁舎 | 駿河税務センター | 清水市税事務所 |
|-----------------------------|----------------|---------------|----------|---------------|
| 市税の徴収・督促・納税相談 | 納税課 (3階) | 221-1035・1531 | | 354-2092~2094 |
| 市税の特別滞納整理 | 滞納対策課 (3階) | 221-1524・1036 | | |
| 市税の還付 | 納税課 (3階) | 221-1031 | | |
| 市税の口座振替 | 納税課 (3階) | 221-1031 | | |
| 個人市民税（普通徴収分）の賦課 | 市民税課 (2階) | 221-1041・1542 | | 354-2072~2075 |
| 個人市民税（特別徴収分）の賦課 | 市民税課 (2階) | 221-1043 | | |
| 法人市民税・事業所税の賦課など | 市民税課 (2階) | 221-1039 | | |
| 軽自動車税種別割・市たばこ税・鉱産税・入湯税の賦課など | 市民税課 (2階) | 221-1218 | | |
| 固定資産税・都市計画税（土地）の賦課 | 固定資産税課 (2階) | 221-1046・1546 | | 354-2080・2081 |
| 固定資産税・都市計画税（家屋）の賦課 | 固定資産税課 (2階) | 221-1047・1547 | | 354-2082・2083 |
| 固定資産税（償却資産）の賦課 | 固定資産税課 (2階) | 221-1048 | | |
| 固定資産評価の総合調整など | 固定資産税課 (2階) | 221-1528 | | |
| 特別土地保有税の賦課など | 固定資産税課 (2階) | 221-1528 | | |
| 市税の調定・税務統計・固定資産評価審査委員会など | 税制課 (3階) | 221-1029 | | |
| 税務広報など | 税制課 (3階) | 221-1493 | | |
| 課税台帳の閲覧・市税に係る証明 | 市民税課 (2階) | 221-1032 | 287-8669 | 354-2071・2079 |
| 原付登録など | 市民税課 (2階) | 221-1218 | 287-8669 | 354-2071・2079 |

●静岡市役所各庁舎の所在地

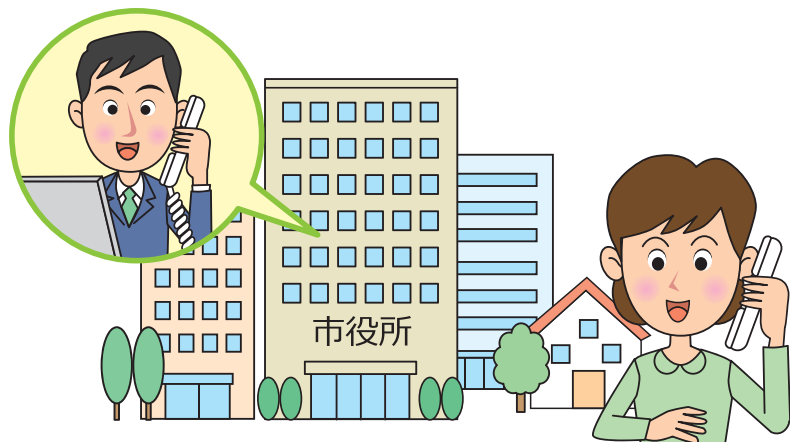
静岡庁舎 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
 駿河区役所／駿河税務センター 〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号
 清水庁舎／清水市税事務所 〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

※税に関すること以外のお問合せは、下記へご連絡ください。

静岡庁舎 TEL 254-2111（代表） 清水庁舎 TEL 354-2111（代表）
 葵区役所 TEL 254-2115（代表） 駿河区役所 TEL 202-5811（代表）
 清水区役所 TEL 354-2111（代表）

その他のお問合せ先

| 税目・業務内容 | お問合せ先 | |
|---------------------------|---|------------------------------|
| 国民年金保険料 | (葵区・駿河区) 静岡年金事務所 〒422-8668 静岡市駿河区中田二丁目7-5 | TEL 203-3707 |
| | (清水区) 清水年金事務所 〒424-8691 静岡市清水区巴町4-1 | TEL 353-2233 |
| 申告所得税・ 個人事業者の 消費税など | (葵区・駿河区) 静岡税務署 〒420-8606 静岡市葵区追手町10-88 | TEL 252-8111 |
| | (清水区) 清水税務署 〒424-8751 静岡市清水区松原町2-15 | TEL 355-2360 |
| 自動車税種別割 | 県静岡財務事務所 自動車税課 〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20 | TEL 286-9130 |
| 個人事業税 | 県静岡財務事務所 直税第1課 〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20 | TEL 286-9161 |
| 不動産取得税 | 県静岡財務事務所 直税第2課 〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20 | TEL 286-9170 |
| もり 森林づくり県民税 | (税の仕組みについて) 県 税務課 (税の使い道について) 県 森林計画課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 | TEL 221-2337 TEL 221-2613 |



支所・市民サービスコーナーの所在地

●受付時間

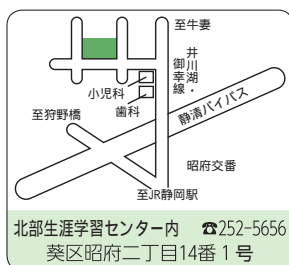
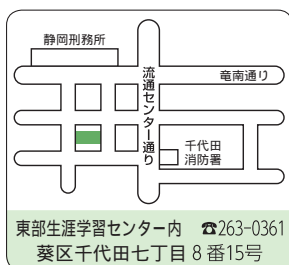
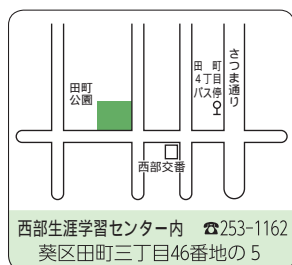
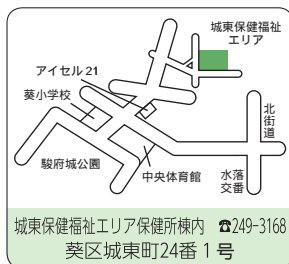
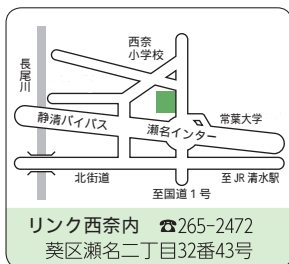
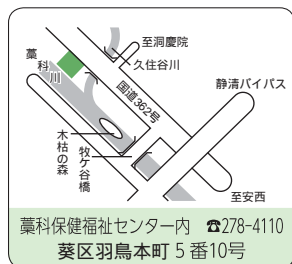
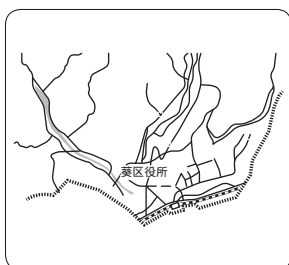
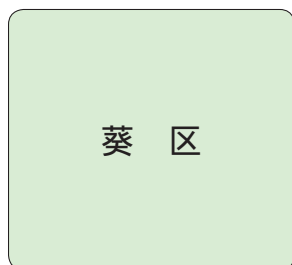
月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時（土・日曜日と祝休日は休み）

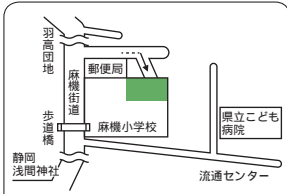
※支所は午前8時30分～午後5時15分

●支所・市民サービスコーナーで発行できる証明

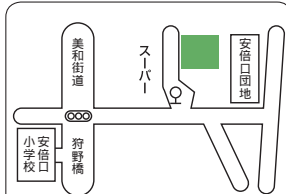
- ・課税（所得）証明
- ・納税証明
- ・軽自動車税種別割納税証明（継続検査用）
- ・法人等所在証明

※その他の証明は、市民税課市税証明係、駿河税務センター又は清水市税事務所証明・原付登録窓口をご利用ください。（「P30」参照）





麻機地区複合施設内 ☎248-5055
 葵区有永町2番43号



美和地区複合施設内 ☎296-5677
 葵区安倍口団地5番1号

清沢生涯学習交流館内 ☎295-3111

葵区昼居渡66番地の2

大川生涯学習交流館内 ☎291-2002

葵区日向10番地

玉川生涯学習交流館内 ☎292-2111

葵区落合126番地の1

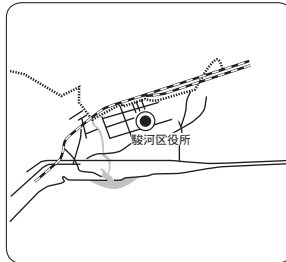
大河内生涯学習交流館内 ☎293-2111

葵区平野1097番地の38

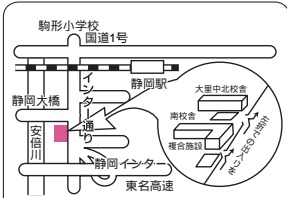
梅ヶ島生涯学習交流館内 ☎269-2002

葵区梅ヶ島1309番地

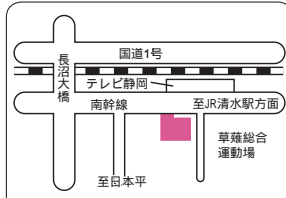
駿河区



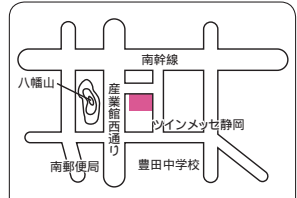
長田支所 ☎259-5522
 駿河区上川原13番1号



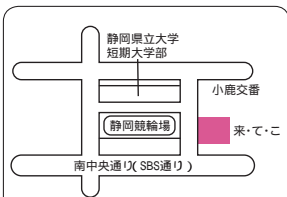
大里複合施設内 ☎288-2500
 駿河区中野新田57番地の5



駿河消防署東豊田出張所内 ☎208-0791
 駿河区聖一色206番地の3

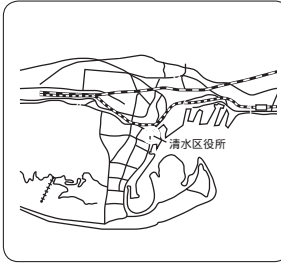


南部体育館内 ☎288-9112
 駿河区曲金三丁目1番30号



「来・て・こ」内 ☎202-4304
 駿河区小鹿二丁目25番45号

清水区



浦原西小学校 浦原郵便局
清水警察署 浦原分庁舎
国道396号
浦原図書館 浦原体育館
至JR浦原駅 東海道本線 至西部浦原駅
国1 富士由比バイパス

浦原支所 ☎385-7770
清水区浦原新田一丁目21番1号

JR 興津駅
至 JR 清水駅
NTT 西日本興津
国道1号
静清バイパス 清見場公園

興津生涯学習交流館内 ☎369-1333
清水区興津本町829番地

至三保
御穂神社
御穂神社入口
三保松原入口
三保街道

三保生涯学習交流館内 ☎335-0018
清水区三保松原町39番地の5

由比郵便局
国道396号
J A しみず 由比支店
清水保健福祉センター-由比分館
至JR浦原駅 東海道本線 至西部浦原駅
国1 富士由比バイパス
東名高速道路

由比生涯学習交流館内 ☎376-0536
清水区由比北田457番地の1

至大曲
市立清水病院
日本平パークウェイ
忠霊塔 グランド 駒越交番
国道150号

駒越生涯学習交流館内 ☎335-0017
清水区迎山町1番7号

セツ新屋
国道1号
静岡鉄道 御門台駅
清水有度第一小学校
至JR静岡駅方面 静幹線 至JR清水駅方面

有度生涯学習交流館内 ☎345-6710
清水区草薙一里山3番1号

至清水インター
清水高部小学校
体育館
東名高速道路
北街道 至JR清水駅方面

高部生涯学習交流館内 ☎345-8779
清水区押切1086番地の2

清水飯田小学校
スーパー スーパー
市営団地 至清水インター
静清バイパス JA しみず飯田支店
北街道

飯田生涯学習交流館内 ☎365-4263
清水区下野東9番1号

至東京
JR 東海道新幹線
清水袖師小学校
袖師公民館前
国道1号
至JR興津駅
至JR清水駅 JR 東海道線

袖師生涯学習交流館内 ☎367-1175
清水区袖師町1092番地の1

東名高速 至東京
コンビニエンスストア
JA しみず
静清バイパス 至JR興津駅方面

庵原生涯学習交流館内 ☎365-4262
清水区庵原町68番地の1

小島生涯学習交流館内 ☎393-3344
清水区但沼町284番地の1

両河内生涯学習交流館内 ☎395-2244
清水区和田島171番地の1



「来年もまたここで」
画：風鈴丸

発行 静岡市財政局税務部税制課

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

TEL 054-221-1493 FAX 054-221-1499

発行年月 令和5年8月

市税のホームページ

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000012.html